

過労死防止基本法の制定を求める意見書

各種政策が下支えする中、景気は緩やかに回復してきている。しかしながら、デフレ経済が長引いてきたため、企業はコスト削減を強いられている。その結果、コストの削減は人件費にも及び、人員削減が行われたり、職種によっては慢性的な人員不足によって長時間労働などもあり、心身の健康状態が喪失される事例が社会問題化している。

このような環境下において、いわゆる過労死が社会問題となり、働き盛りの労働者が過労を原因に脳血管疾患等で命を奪われることや、また、鬱病等の状況で長期間就労不能に陥ることは、企業にとっても我が国にとっても大きな損失である。

労働基準法は労働者の過重な長時間労働を禁止しているが、実態は過重労働を放置している企業も少なくない。また、昨今の雇用情勢を鑑みると、労働者は使用者に対してみずからの働く環境の改善要求を行いつらい状況にある。

いま一度、我が国経済が輝きを取り戻すためには優秀な人材が安心して働くことのできる労働環境を担保せねばならず、特に、これから就労しようとする若者が夢と希望を持てる就労環境を整備するためにも、過重労働の問題を解決しなければならない。

よって、国におかれては、趣旨を踏まえ過重労働を原因とする過労死防止の抜本対策を要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

宛て

横浜市会議長

佐藤 祐文